

### 『京都大学大学文書館研究紀要』編集要項

1. 京都大学大学文書館に、京都大学大学文書館研究紀要（以下、「研究紀要」という。）の構成および内容に関する基本的計画の立案その他編集の総括を行うため、京都大学大学文書館研究紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。
2. 編集委員会に委員長を置き、大学文書館長をもってあてる。委員は大学文書館教員とする。
3. 研究紀要には、京都大学および高等教育の歴史、アーカイヴズ論等に関する論文、研究ノート、資料紹介、書評等を掲載する。
4. 論文は、400字詰原稿用紙換算で60枚以内、研究ノートは40枚以内、資料紹介は80枚以内、書評は20枚以内とする。ただし、編集委員会で特に認めた場合はその限りではない。
5. 研究紀要に執筆することができるのは、京都大学大学文書館の教職員のほか、学内外を問わず編集委員会で選任して依頼した者、執筆を希望して編集委員会で認められた者とする。
6. 原稿は原則として未発表のものに限る。

## 編集後記

『京都大学大学文書館研究紀要』第8号をお届けします。

「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)が2009年6月24日に成立し、7月1日に公布されました。管理法は文書の作成、整理、保存、国立公文書館への移管・廃棄、歴史的公文書としての利用、という文書管理のライフサイクル全般について、統一的な規程を定めています。これによって、行政機関等における文書管理、国立公文書館への移管、国民への公開と利用は促進されるものと思われれます。国立大学法人も管理法の適用対象となりますので、法の精神をよく理解し、的確に運用しなければなりません。そのため、大学アーカイブズの役割もますます重要になってくるものと思われれます。

さて、本号では、その大学アーカイブズで整理や保存などの業務に従事する大学アーキヴィストについて論じた清水論文がまず注目されます。そこで提起される教育者としてのアーキヴィスト像は、大学アーカイブズならではの問題であり、大学アーカイブズ像を考える上でも興味深い論点だと思われれます。

また、本稿では、大学史・高等教育史関連の論考も掲載することができました。一次資料を駆使して新城新蔵の上海時代の活動を解明した李研究ノート、1969年の大学紛争時の資料を解説した西山資料紹介、学校沿革史研究の研究書を検討した平井書評、戦前右翼学生運動の研究書を取り上げた河西書評などは、今後の研究で様々な議論が展開される論考ではないでしょうか。

大学文書館では、今後もバラエティに富んだ、積極的な研究活動に取り組んでまいります。読者の皆様には、今後とも京都大学大学文書館および本紀要をご指導いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(大学文書館助教 河西秀哉)

---

### 京都大学大学文書館研究紀要 第8号

---

2010(平成22)年2月26日発行

編集 京都大学大学文書館研究紀要編集委員会

発行 京都大学大学文書館

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

電話 075(753)2651

印刷 ヨシダ印刷株式会社

〒604-8277 京都市中京区三坊西洞院町572

NOA 高松殿ビル6F

電話 075(252)5421

---